

H30 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
1	畑野町	豪雨災害についての報告				
2	畑野町	消防分署(西部出張所)の設置について	<p>亀岡市は、地域の実情に応じた消防署所の設置は必要であると考えているため、今後につきましても消防署所の設置について、現在進めております京都中部広域消防組合全体の消防力強化の中で、2市1町の取り組みであり、亀岡市のみでは決定することはできません。</p> <p>西部地域は緊急車両の到着にかかる時間の問題があります。亀岡市から南丹市、京丹波町への積極的な協力を求めているところです。</p> <p>しかしながら、人口分布状況や各市町の財源事情等を亀岡市西部地区だけでなく、南丹市を含む周辺エリアの人口動態等を総合的に判断していかなければなりません。</p> <p>京都中部広域消防組合全体の消防力強化のため、引き続き議論していただけるよう働きかけていくこととしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	総務部長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。
			<p>先日、2市1町と京都府南丹広域振興局長と会合がありました。人口減少、高齢化という課題の中で行政による連携の中で解決していかなければならないと考えています。</p> <p>南丹市も必要性を認識しています。しかし、財源を幾ら負担しなければならぬか現状では不明な点もあるという内容であったため、次回の協議の場では財源の話をする予定としています。</p>	市長 (総務部)	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。
3	畑野町	空き家・空き地の対策について	<p>空き家問題については全国的な課題になってきたと感じています。</p> <p>空き家といえども個人の財産であるため、市を含む第三者が断りなく必要以上に手を加えることや破壊行為を行うことは基本的に許されません。</p> <p>平成27年度に施工された「空家等対策の推進に関する特別措置法」のもと、本市においても「亀岡市空家等対策の推進に関する条例」を制定及び施行し、併せて平成30年6月に「亀岡市空家等対策計画」を施行・策定したところです。</p> <p>まず、「亀岡市空家等対策の推進に関する条例」については、国の特別措置法で定めるもののほかに、本市における空家等に関する対策を総合的・計画的に推進することについて必要事項を定めたもので、所有者等、市民等及び市の三者の責務を定め、次に説明する「亀岡市空家等対策計画」を策定すること、法で定める措置の補足事項等およびご質問いただいている緊急安全措置の実施について決めました。</p> <p>その基本方針は主に2つあり、1つ目は所有者等が自らの財産である空き家を自らの責任により適切に管理を行うこと、2つ目は空家の問題を地域の課題ととらえ、地域住民や民間事業者と連携し、空家等の適切な管理や空家バンク等の施策を推進する取り組みとなっています。</p> <p>現在、「特定空家等」の認定については、認定事務を進めているところであり、現時点での認定はありません。</p> <p>仮に「特定空家等」に認定されることとなれば、法の定めに従い「助言または指導」、「勧告」および「命令」を経て「行政代執行」へと進むこともあります。</p> <p>最後に、亀岡市独自施策である条例第18条の「緊急安全措置」についてですが、こちらは「特定空家等」の認定に関係なく講じることのできる唯一の措置となっています。その代わりに実施できる条件がより厳しく限定的になっています。</p> <p>今後とも特定空家として認定していくか調査をするうえで検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>空家等がありましたら、建築住宅課へご相談をよろしくお願いいたします。</p>	まちづくり推進部長	①実施	こん談会での回答のとおりです。

H30 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
4	畑野町	民生委員の負担軽減策について	<p>民生委員の負担を減らすには、一つ目として人数の増員が考えられます。人数の増員については、幾分か負担軽減できるのではないかと考えております。その点については各ブロックの中で検討いただいていると思いますが、次期改正に向けて西部ブロックでは増員要望が出ていないのが現状です。また、京都府では平成26年度からモデル市を3箇所定めて支援員制度に取り組みました。支援員制度とは民生委員を支援するために業務を分担していただく人員のことでございます。</p> <p>新潟市で実践された例がありますが、京都府では定着しなかったという報告をいただいております。この畑野町においても上手に活用できるかどうかは検討が必要と考えております。</p> <p>また、長寿命化ということで、健康な高齢者の方が増加しております。政府も一律65歳以上を高齢者としてとらえるのは、現実的ではないという見解を示しており、民生児童委員の負担を減らすためにも65歳以上という年齢を引き上げることが必要かと考えます。これにより対象者が削減となります。この点につきましては民生委員の会議の中で検討させていただきたいと考えております。</p> <p>民生児童委員の講習の問題もあるとは思いますが、抜本的な解決方法には至っていないと考えております。引き続き、自治会も含め、今後ともご協力をお願いしたいと考えております。</p>	健康福祉部長	③検討	民生委員の負担軽減対策として、民生委員定数の増員や安易な業務依頼を控えることなどの対策に取り組んでおりますが、特効薬と言いうものではなく、民生委員児童委員協議会とも検討を重ねているところです。それぞれの地域によって課題や事情が異なることから、統一的な対策ではなく、地域に合った対策が必要なのではないか、との意見をいただいております。民生委員が1人でその責任や課題を抱え込むことのないよう、自治会、地域包括支援センター、医療機関、福祉施設など、地域の福祉関係団体との連携を進めていくことも民生委員の負担軽減策の1つであると考えておりますので、自治会も含め、今後ともご協力をお願いします。
5	畑野町	災害危険情報の伝達方法について	<p>亀岡市における災害危険情報の伝達方法として、現在の方法としてはテレビのデータ放送による土砂災害の警戒情報・避難情報は即座に対応できる状態となっております。</p> <p>他に亀岡市のホームページやフェイスブック、登録が必要な防災情報亀岡メール、広報車がございます。</p> <p>エリアメールにつきましては、市内全域の携帯電話に配信されるものとなっております。今回の情報伝達の重要性を踏まえ、検討が必要と考えております。</p> <p>亀岡市では情報伝達の方法として、亀岡市は広域であることから防災行政無線を各自治会に配備しております。畑野町内にスピーカーを設置して、サイレンや警告アナウンスで情報発信できる方策がないか検討を行っております。</p> <p>今年度、同報系の無線整備の計画・設計をしているところですが、畑野町の主要な場所にスピーカーを設置することを考えており、設置場所について今後、相談させていただきたいと考えております。</p> <p>しかしながら、無線が届く範囲には限界があり、大雨により情報が聞き取れない場合も想定されます。設置にもまだ時間を要するものと考えておいていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>大雨が降れば、土砂災害が予想されるため、防災情報亀岡メールの登録を広めていただき、そのメールにより情報をいち早くつかんでいただき、避難していただく必要があると考えておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。</p>	総務部長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。
6	畑野町	【質問事項等】 消防分署(西部出張所)の設置について 何か地元として実現に向けて出来ることはないか?	<p>このような声があるということをもっと早く知っていただくためにも西部地区自治会で集まっていたいただいて、意見をまとめていただき、亀岡市や消防に対して要望活動をしてほしい。また南丹市とも意見交換をしていただき南丹市にも声をかけていただいていたいただきたいと思っております。</p>	市長 (総務部)	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。

H30 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
7	畑野町	【質問事項等】 避難行動要支援者名簿について 事前に同意を得ていない方の名簿 を避難勧告時にいきなりもらっても 普段自治会で認識していない方々 のため対応が難しい。日頃から同意 を得る努力をもっとしておいてほし い。	今現在、市職員で未同意の方の住宅を訪問し確認をしており、同意率を上げられるよう 努力を進めているところです。またお渡ししている同意いただいた方の名簿の内容に変更 があったときや、地元の方で何か気付かれたことがあった場合は市に連絡をいただきます ようよろしくお願いいたします。	健康福祉部長	①実施	市職員で未同意の方の個別訪問を行い、下記のとおり一 定の成果が出ております。今後も同意率の向上のため、取 組を進めてまいります。また名簿の内容でお気づきのことが ございましたら市へご連絡よろしくお願ひいたします。 平成30年1月時点の同意率 57.43% 平成30年10月時点の同意率 69.57%
8	畑野町	【質問事項等】 緊急通報装置は支援員を経由する のでタイムラグが発生し効果が薄い 気がする。スマートフォンにしたほう が効果があるのではないか	畑野町在住のセコムの嘱託社員である支援員の方が設置者宅を訪問するためタイムラ グは発生していないという認識です。 緊急通報装置は固定電話の回線を使用して行う機械上の仕様となっており、火災防止 のための熱感知器や煙感知器、36時間以上その家の方の動きがなければ通報されるセ ンサーを備えており、同等の機能を備えていないスマートフォンに置き換えるというは難 しいです。	健康福祉部長	⑥その他	各種センサーや緊急ボタン通報による駆け付けサービスに より、市内全域では平成29年度に19件、内畑野町では3件 の救急対応をしています。 また、救急以外にも転倒などの起き上がり介助などの対応 実績があります。